特集
ダイバーシティ
研究の視点から

鈴木 秀洋

危機管理学部
准教授

ダイバーシティは羅針盤 ”知ること”から社会が変わる

自治体行政の最前線で、児童虐待、DV、高齢者、障害者、LGBTQなど多様な人々の問題に向き合い「命を救うこと」に従事してきた鈴木准教授。具体的かつ多角的な視点で「ダイバーシティの本質」を語っていただいた。

ダイバーシティは一人一人の権利である

幅広く自治体行政に携わった経験を持ち、憲法・行政法を専門分野とする鈴木秀洋准教授。子ども、女性、高齢者、障害者、LGBTQ、災害時要配慮者、犯罪被害者等支援など多様な研究テーマは、「ダイバーシティ」そのものだ。

多様性の尊重を意味する「ダイバーシティ」は、一般的には「ダイバーシティ&インクルージョン(多様性と社会的包括性)」との広い意味で使われることが多いが、その言葉が示す範囲や定義にはさまざまな考え方があり、曖昧な部分も多い。ダイバーシティとは何か? なぜ必要なのか?

「憲法・行政法の観点から見ると、ダイバーシティの出発点は日本国憲法第13条にあると考えられます。第13条は、個人の尊厳と個々人の幸福追求権を保障する規定で、憲法の中核を成すものです」

[日本国憲法第13条]

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

「個人が尊重され、幸福追求権を持つというこの規定は、ダイバーシティを国の最高法規として保障しているという解釈ができます。昨今の校則裁判や同性婚を巡る訴訟でも、第13条が法的な根拠とされています」

〝社会の中で自分らしく幸せに生きる〟。それこそがダイバーシティの根本的な意味であり、一人一人の権利として保障されているものでもあるのだ。

人権、経済、教育 3つの観点で必要

日本の社会では今、ダイバーシティはどのように受け止められているのだろうか。

「行政(公務員)は、個々人の人権を守る義務を負っており、元々ダイバーシティに取り組む必要があるのですが、最近は〝ダイバーシティ課〟などを設け、より積極的な対応を目指す自治体が増えてきました。また、ダイバーシティを理念に掲げる企業も多くなり、働いている方にインタビューを行うと、ダイバーシティの取り組みが働きやすさにつながっていることが分かります」

研究者の視点から見ると、ダイバーシティ推進の理由として3つ挙げられるという。人権保障、経済的メリット、そして教育的観点に基づくものだ。

「人権保障の観点からの理由は、多様な生き方は権利として保障されており、〝ありのままの自分〟で安心して生きられる社会がつくられるべきであるというもの。経済的な観点からの理由は、性別や年齢、障害などによる差別をせず、多様な働き方を認め、採用を行うことで企業利益を向上させるというもの。そして、教育的観点からの理由は、〝自分も他人も皆凸凹な存在〟との理解が、心理的安全性*を生み出し、チーム内の共感や組織の一体性を高めることにつながるというものです」

企業や組織の中では、メンバーの一人一人が大切にされることで個々のパフォーマンスが上がり、チームの能力も上がる。さらにこれを国や自治体レベルで考えると、究極的には主権者である国民の生命を守ることで社会は持続・発展できるのであり、ダイバーシティはそのために不可欠な概念なのだという。

「ダイバーシティは、一人一人の命(心と体)を日常生活で守る土台となるものであり、私たちの羅針盤なのです」

4人の卒業生に学び 自分らしさを全面に

本特集で紹介した4人の校友の取り組みについて、鈴木准教授はこう分析する。

「4人の卒業生は、ダイバーシティの視点からは、社会のそれぞれの分野での先達者でありトップランナーです。皆さん、社会の壁にぶつかりつつ、その壁の乗り越え方も多様です。共通しているのは、常に、属性・類型的思考(女性、高齢者、障害者というくくり)ではなく、一人一人を見ながら、個々的な対応をしようとしていることだと思います。

職業という面では、転職や起業という形で働き方を変えた方もおられますが、人生の目標という点では、一貫してダイバーシティを追求する生き方を選択し、突き進み、かつ、周囲の人をその視点で包み込んでいます」

〝個々的な対応〟は、鈴木准教授が繰り返し強調するところだ。ダイバーシティを基軸に世界を見れば、世の中には多様な人がいることに気付くだろう。そして、他者の話を聞き、相手を〝知ること〟からダイバーシティが始まる。

「活躍する先輩たちの姿を見て、学生たちも自信を持って自分らしさを全面に出し、社会を変えていってほしいです。〝ダイバーシティ日大〟! ワクワクしますね」

Hidehiro SUZUKI

1991年中央大学法学部法律学科卒業。2006年本学大学院法務研究科法務専攻専門職学位課程修了(法務博士(専門職))。東京23区法務部、文京区総務課課長補佐(秘書総括)、危機管理課長、男女協働課長、子ども家庭支援センター所長などを経て、2016年より現職。一貫して「多様な一人一人を尊重し、社会的弱者にしない」姿勢を貫き、社会課題の解決に取り組む。2021年度日本大学リサーチャー・アワード受賞。

＊ 心理的安全性とは、組織やチームの中で、自分の考えや気持ちを気兼ねなく発言できる状態を示す。

鈴木准教授の研究成果の一部をまとめた著書『虐待・DV・性差別・災害等から市民を守る社会的弱者にしない自治体法務』(第一法規/2021年刊行)。ダイバーシティを深く理解する上で参考となる1冊